

みんなで支える明日へのあんしん

にいかわ介護 vol. 22

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036 富山県黒部市北新199 TEL(0765)57-3303 FAX(0765)57-3305
URL：http://www.niikawakaigo.jp E-mail：info@niikawakaigo.jp

2013.7

平成25年1月 朝日町立あさひ野小学校にて

認知症サポーター養成講座が開催されました



◀ 認知症について寸劇で学ぶ

▼ 「認知症サポーターになるぞ！」



◀ 講座修了児童にオレンジリング交付

認知症サポーターとは

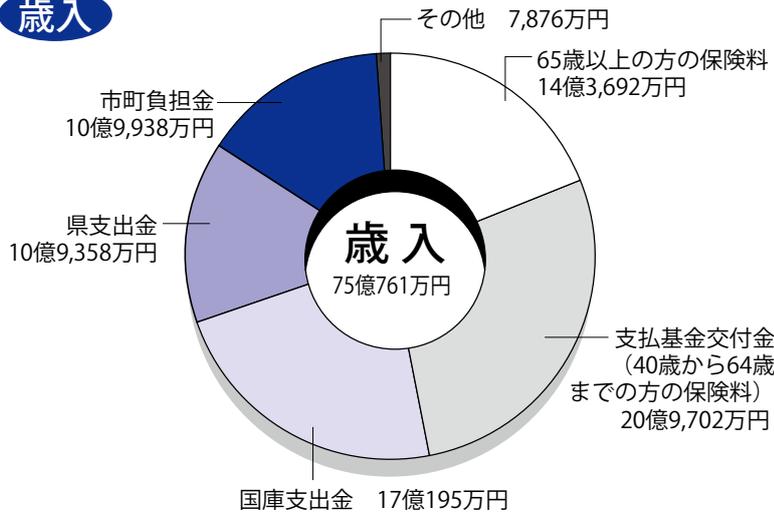
認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、90分間の養成講座を受ければ誰でもサポーターになれます。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。現在、組合管内（黒部市・入善町・朝日町）では2,025人の認知症サポーターが活動しています。

本紙の主な内容

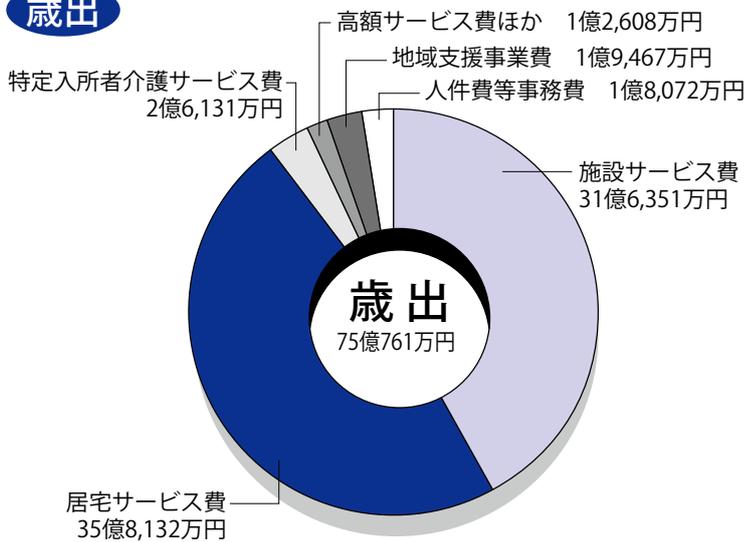
- ・ 新川地域介護保険組合の平成25年度予算について
- ・ 平成25年度の介護保険料について

平成25年度 新川地域介護保険組合予算概要

歳入



歳出



平成25年度予算について

平成25年度の予算総額は、75億761万円で、前年度当初予算と比べ5億8,527万円、8.5%の増加となりました。増加の要因としては居宅サービス利用者数の増、地域密着型サービス事業の整備等が主なものとなっています。本年度は第5期事業計画の2年度目となり、この計画に基づき介護予防及び地域包括ケアの推進、介護サービスの質の確保、適正化を基本方針とした事業を展開していくところです。

関係機関が連携し、高齢者の方が元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう事業を推進するとともに、また将来的な社会情勢を見据えた円滑な運営を図っていきます。

歳入

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、14億3,692万円で、前年度当初予算と比較して、7.5%の増となっています。また、支払基金交付金として交付される40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料は、前年度と比べ約1億6,791万円、率で8.7%の増となっています。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上しています。

歳出

介護給付費は、歳出予算の95.1%を占め、前年度と比べ約2億9千万円、率で8.7%の増となっています。このうち介護サービス費は、約5億4千2百万円の増、率で9.0%の増となり、介護予防サービス費は、約1千9百万円の減、率で4.7%の減となっています。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約990人、居宅サービスで約1,620人、介護予防サービスで約920人、全体で約3,530人の利用を見込んでいます。

平成25年度の介護保険料について

介護保険料は前年の所得等により算定し、7月に1年間の保険料をご案内いたします。また、年度途中で65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

■第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

所得段階	段階の基準	負担割合 (基準額に対する割合)	保険料	
			月額	年額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等の方	基準額×0.40	1,900円	22,800円
第2段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	2,400円	28,800円
第3段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.60	2,900円	34,800円
第4段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	3,400円	40,800円
第5段階	住民税本人非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85	4,100円	49,200円
第6段階	住民税本人非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	4,800円	57,600円
第7段階	住民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	5,300円	63,600円
第8段階	住民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	6,000円	72,000円
第9段階	住民税本人課税者で合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額×1.45	7,000円	84,000円
第10段階	住民税本人課税者で合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.70	8,200円	98,400円

■介護保険料の納め方

65歳以上の方の介護保険料は、原則年金からの天引きとなります。しかし、65歳になられてすぐに天引きとなるわけではなく、天引き開始まで約6か月～1年かかります。天引きが開始されるまでの間は、納付書または口座振替により納めて頂く必要があります。

「年金からの天引き」のことを**特別徴収**、
「納付書または口座振替」のことを**普通徴収**
と言います。保険料のご案内の際は、上記
の表現により記載されます。



■介護保険料の減免について

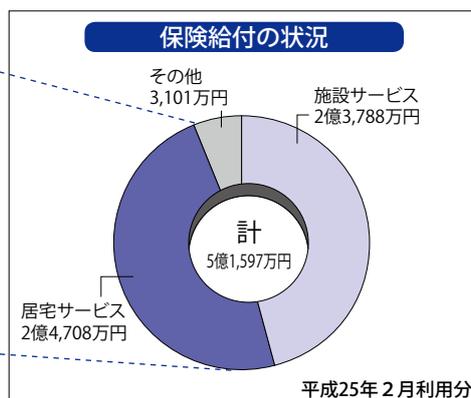
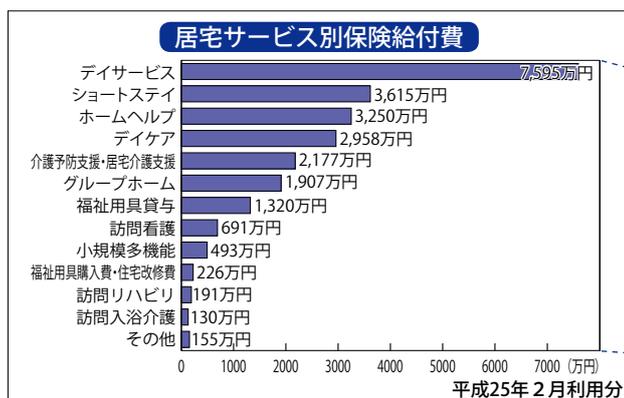
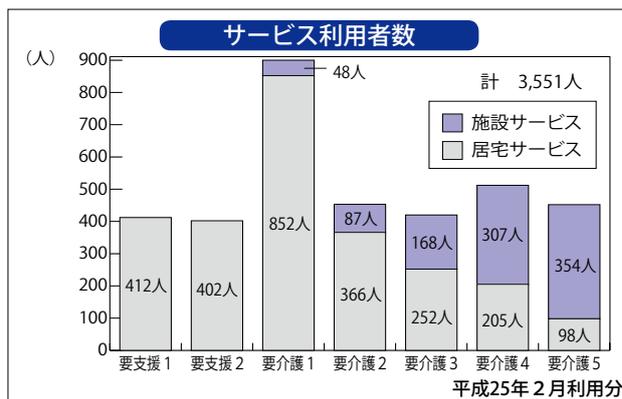
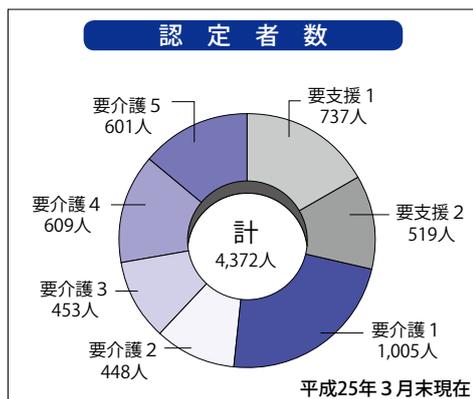
災害や主たる生計維持者の死亡・疾病などによる生活の著しい困窮等により、保険料を納めることが困難と認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。

みなさん一人ひとりの保険料が介護を支えています。

介護保険事業の状況



低所得世帯の在宅介護サービス利用者負担を軽減します

新川地域介護保険組合では、所得の低い世帯を対象に、在宅介護サービスを利用した際に支払う利用者負担金（1割負担分）の一部を助成しています。

世帯全体の収入等が少なく、利用者負担金のお支払いにお困りの方は、お気軽にご相談ください。



問合せ先 **新川地域介護保険組合（電話 57-3303）**

組合管内の人口

全人口	82,556人
65歳以上人口	24,701人
要支援・要介護認定者数	4,372人

(平成25年3月末現在)

